

# 徳島第12次労働災害防止推進計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（5年ごとに厚生労働大臣が策定）。**第12次計画の期間は平成25年度～29年度。**この期間について徳島労働局が定めた計画が「徳島第12次労働災害防止推進計画」です。

## 現状と課題

労働災害による被災者数（平成24年）

- ・死亡者数： 10人（第11次計画の計画目標8人以下）
- ・死傷者数： 834人（休業4日以上労働災害。第11次計画の計画目標770人以下）

- 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（社会福祉施設は1.5倍増）
- 死亡災害では、依然、建設業・製造業で占める割合が高い

## 計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者の数を**15%以上減少**
- ◆ 労働災害による死傷者の数を**15%以上減少**  
（\*平成24年比）

【業種別の休業4日以上死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成19年	平成24年	災害増減率
建設業	209	150	-28.2%
製造業	259	197	-23.9%
第三次産業	277	328	+18.4%
小売業	73	76	+4.1%
社会福祉施設	23	35	+52.2%
道路貨物運送事業	91	76	-16.5%
全業種合計	907	834	-8.0%

（労働者死傷病報告による統計）

### ポイント① 重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開（目標の例）  
重点業種ごとの数値目標（小売業20%減など）  
重点疾病ごとの数値目標（メンタル対策取組率80%以上など）

### ポイント② 死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の多数を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てた取組

### ポイント③ 第三次産業を重点業種に位置づけ

徳島県内でも労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」に対する集中的取組を実施

# ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

## 建設業対策

- 足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進
- 関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請

## 製造業対策

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

## 林業対策

- かかり木処理による激突され災害の防止など作業現場の安全化及び作業方法の安全化を推進

## 第三次産業対策

### 【重点業種目標】

- 小売業 死傷者数を20%以上減少
- 社会福祉 死傷者数を15%以上減少

- 小売業等の実態に即した安全衛生管理体制の構築
- 小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識を向上、バックヤードを中心として作業場を安全化
- 介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進
- 交通労働災害の防止対策を推進

## 道路貨物運送事業対策

### 【重点業種目標】

- 死傷者数を10%以上減少

- トラック運転者に対する安全衛生教育の強化
- 作業場の安全化が図られるよう発荷主及び着荷主に要請
- 荷役作業中の労働災害防止対策の普及

## 健康確保・職業性疾病対策

### メンタルヘルス対策

- 【目標】対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上

- メンタルヘルス不調を予防するためのセルフケア等の取組を促進
- ストレスチェック等の取組を推進
- 取り組み方が分からない事業場への支援

### 過重労働対策

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- 休日・休暇の付与・取得を促進
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

### 化学物質等対策

- 化学物質に係る作業環境管理、作業管理の対策の徹底
- 化学物質に係る危険有害情報の活用の促進
- リスクアセスメントを促進

### 腰痛・熱中症対策

#### 【目標】

- 腰痛 死傷者数を10%以上減少
- 熱中症 5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少

- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化
- 地方自治体と連携し、腰痛健康診断の普及、腰痛を起こさない移動・移乗助法法の指導などにより腰痛予防手法を普及
- 熱中症による健康への影響についての理解を図り、予防の必要性を周知啓発

### 受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を促進

# ②労働災害防止団体、業界団体、産業保健機関との連携

- 労働災害防止団体に対する労働行政からの支援と連携
- 第三次産業対策など業界と協調的に取組を進めるための業界団体との連携
- メンタルヘルス対策を含めた産業保健機関との連携